

新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市の都市連携協定書

新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市（以下「三市」という。）は、三市間の連携を促進させるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三市が有する産業を接点とした交流を更に発展させるとともに、災害発生時における相互応援を含め、三市間の連携を促進させることを目的とする。

（協力事項及び事前協議）

第2条 三市は、次に掲げる事項について協力する。

- (1) 産業振興、観光振興、まちづくり等に関する事項
- (2) 災害発生時における相互応援に関する事項
- (3) その他、三市が協議して必要と認める事項

2 三市は、前項の事項の協力に当たっては、事前に協議を行い、三市合意の上、進めるものとする。

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、三市協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三市の代表者が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月17日

新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三 条 市

三条市長

福井県越前市府中一丁目13番7号

越 前 市

越前市長

岐阜県関市若草通3丁目1番地

関 市

関市長

新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市の災害時における相互応援に関する覚書

新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市（以下「三市」という。）は、新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市の都市連携協定書第2条第2項の規定に基づき、災害発生時の相互応援に関する事項について定めるため、本覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 三市のいずれかの市域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策を実施できない場合に、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、三市が相互に応援し、かつ、協力するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 三市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時避難のための施設の提供
- (6) 被災した児童生徒の受入れ
- (7) 市役所の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話等により応援を要請するものとする。この場合において、当該被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに応援を要請した市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、できる限りこれに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の市は、自主的判断により緊急応援活動を行うことができる。

3 前項の応援については、被災市から応援の要請があったものとみなす。この場合において、被災市の情報収集に要した経費については、第7条第1項本文の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した市の負担とする。

(応急物資等の輸送)

第6条 応急物資及び応援職員等の輸送については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市と応援した市が協議して別に定めるものとする。

2 被災市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した市が一時繰替支弁するものとする。

(損害補償等)

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請側が、応援要請への往復途中において生じたものについては要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この覚書に定めのない事項については、三市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この覚書は、締結した日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、三市は署名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成24年4月17日

新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三条市

三条市長

福井県越前市府中一丁目13番7号

越前市

越前市長

岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市

関市長